

9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

[1] 市町村の推進体制の整備等

①高崎市の庁内組織

本市では、中心市街地活性化を担当するセクションとして、商工観光部産業政策課内に「中心市街地活性化担当」を設置し、職員2名体制で基本計画に関する業務全般を行っています。

令和6年3月に、庁内の関係16課から事業調査を行い、掲載事業の検討と調整を行いました。掲載事業については、担当者による協議を継続的に行っています。

さらに、第3期基本計画の事後評価と第4期基本計画策定に向け、庁内の中心市街地活性化推進体制として「高崎市中心市街地活性化対策推進本部」を開催し、部局間の調整を行いました。（平成31年5月～令和6年12月にかけて、合計で6回の推進本部会議を開催）

■基本計画に関連する庁内組織

	部局名	課名
1	総務部	企画調整課
2		文化課
3		スポーツ課
4	財務部	財政課
5	市民部	地域交通課
6	福祉部	長寿社会課
7	商工観光部	産業政策課
8		商工振興課
9		観光課
10	農政部	農林課
11	建設部	土木課
12		建築住宅課
13	都市整備部	都市計画課
14		市街地整備課
15		公園緑地課
16	教育部	文化財保護課

■高崎市中心市街地活性化対策推進本部の構成員

	部局名	職名	備考
1		副市長	本部長
2	商工観光部	商工観光部長	副本部長
3	総務部	総務部長	
4	財務部	財務部長	
5	市民部	市民部長	
6	福祉部	福祉部長	
7	農政部	農政部長	
8	建設部	建設部長	
9	都市整備部	都市整備部長	
10	教育部	教育部長	

②市議会における中心市街地活性化に関する審議の内容

令和7年1月29日に開かれた、市議会市民経済常任委員会に「第4期高崎市中心市街地活性化基本計画（素案）」の概要と策定の進捗状況を説明し、了承されました。また、この素案は、委員会報告後、全ての市議会議員に資料を配布し、周知を行いました。

③フォローアップ体制

様々な中心市街地活性化施策に効果的に取り組むため、適正で効率のよい進行管理を商工観光部産業政策課で行うこととします。

具体的には、第4期基本計画に位置付けられた事業について、目標の達成状況を把握するため、定期的に庁内事業所管課から進捗状況の報告を受けるものとします。

報告された事業の進捗状況から見直しや改善を加え、最大限の効果の発現を目指します。

[2] 中心市街地活性化協議会に関する事項

高崎商工会議所と一般財団法人高崎市都市整備公社が中心となり、民間事業者、地域関係者、行政が協働して中心市街地の活性化を実現するために、中心市街地の活性化に関する法律第15条第1項の規定に基づき、平成19年12月18日、「高崎市中心市街地活性化協議会」が設立されました。

協議会では、高崎市が作成しようとする中心市街地活性化基本計画並びに内閣総理大臣から認定を受けた基本計画及びその実施に関し必要な事項について協議し、高崎市中心市街地の総合的かつ一体的な推進に寄与することを目的としています。

第4期基本計画の策定では、令和7年1月に協議会を開催し、計画の素案についての検討や意見交換等を行った結果、次の意見書が市長あてに提出されています。

■協議会の開催経過等

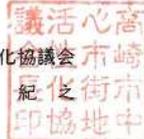
会 議 名	概 要
中心市街地活性化協議会 (令和元年 12 月 25 日)	基本計画（素案）について 今後のスケジュールについて 意見書について
中心市街地活性化協議会 (令和 5 年 1 月 12 日)	第 3 期基本計画の変更について
中心市街地活性化協議会 (令和 5 年 5 月 16 日)	第 3 期基本計画の変更について
中心市街地活性化協議会 (令和 7 年 1 月 10 日)	第 4 期基本計画（素案）について 今後のスケジュールについて 意見書について

■高崎市中心市街地活性化協議会の意見書

令和7年1月10日

高崎市長
富岡 賢治 殿

高崎市中心市街地活性化協議会
会長 串田 紀彦



私たち高崎市中心市街地活性化協議会は、第4期高崎市中心市街地活性化基本計画（素案）について、概ね妥当であると判断いたします。なお、当協議会の意見を下記に申し添えますので、事業実施にあたり配慮していただくようお願いいたします。

1 基本計画の目的と意義

第4期高崎市中心市街地活性化基本計画は、高崎市の中心市街地の活性化を図るための重要な指針であり、3期計画から継続して取り組むことで、地域経済の振興や住民の生活環境の向上を目指すものです。特に、商業機能の強化や都市集客施設の活用により、市民はもちろん、市外・県外から多くの来訪者が集まり、賑わいのある街づくりが実現されることと期待しています。

2 具体的な施策について

基本計画において提案されている施策について、以下の点を特に重視していただきたいと考えます。

(1) 商業活性化施策の充実

中心市街地における商業の活性化は、地域経済の基盤を支える重要な要素です。地元商店街等との連携を強化し、各種イベントやソフト事業を実施することで、更なる集客力が高められると考えます。また、高チャリやお店ぐるりんタクシーの推進に加え、イベント時のシャトルバスの運行など回遊性向上手段の多様化を図ることも重要であります。

(2) 都市集客施設の活用

これまでに整備を進めてきた、高崎駅周辺の大規模都市集客施設を有効活用し、更なる交流人口の拡大を図るため、官民が一体となり各種事業に取り組むことが重要であります。大規模イベント等を積極的に誘致し、駅周辺の賑わいを中心市街地全体に波及させるよう、継続的に各事業を実施することを望みます。

3 まとめ

以上の意見を踏まえ、第4期高崎市中心市街地活性化基本計画がより実効性のあるものとなるよう、関係者との連携を深めながら進めていくことを強く希望いたします。私たち協議会も引き続き協力し、高崎市の発展に寄与してまいります。何卒よろしくお願い申し上げます。

高崎市中心市街地活性化協議会 規約

(設置)

第1条 高崎商工会議所及び一般財団法人 高崎市都市整備公社(以下「設置者」という。)は、中心市街地の活性化に関する法律(平成10年法律第92号。以下「法」という。)第15条第1項の規定に基づき、共同で中心市街地活性化協議会を設置する。

(名称)

第2条 前条に規定する中心市街地活性化協議会は、高崎市中心市街地活性化協議会(以下「協議会」という。)と称する。

(目的)

第3条 協議会は、法第9条第1項の規定により高崎市が作成しようとする中心市街地活性化基本計画(以下「基本計画」という。)並びに内閣総理大臣の認定を受けた基本計画(以下「認定基本計画」という。)及びその実施に関し必要な事項について協議し、高崎市中心市街地の活性化の総合的かつ一体的な推進に寄与することを目的とする。

(活動)

第4条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 基本計画並びに認定基本計画及びその実施に関し必要な事項についての意見提出
- (2) その他中心市街地の活性化に関すること

(構成員、委員)

第5条 協議会は、次の者をもって構成し、委員は、その役・職員の中から設置者が委嘱する。

- (1) 高崎商工会議所
 - (2) 一般財団法人高崎市都市整備公社
 - (3) 高崎市
 - (4) 法第15条第4項第1号及び第2号の規定に該当する者
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、協議会において特に必要があると認める者
- 2 前項第4号に該当する者であつて、協議会の構成員でないものは、自己を協議会の構成員として加えるよう協議会に申し出ることができる。この場合においては、協議会は、正当な理由がある場合を除き、当該申し出を拒むことができない。
- 3 前項の申し出により協議会の構成員となつた者は、第1項第4号に規定する者でなくなつたとき、又はなくなつたと認められるときは、協議会を脱会するものとする。
- 4 委員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

(組織)

第6条 協議会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

(会長及び副会長)

第7条 会長は、高崎商工会議所会頭をもって充てる。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長が指名する者をもって充てる。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第8条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会長は、委員(代理を含む)の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 協議会は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(事務局)

第9条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

- 2 事務局の運営に必要な事項は、高崎商工会議所が処理する。

(補則)

第10条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

本規約は、平成19年12月18日から施行する。

■高崎市中心市街地活性化協議会の構成員

令和6年4月1日現在

(順不同・敬称略)

区分	構成員		所属団体 役職	委員名	備考
	根拠法令	団体名			
経済活力の 向上	法第15条第1項関係 (商工会議所)	高崎商工会議所	会頭	串田紀之	会長
			専務理事	石綿和夫	
			小売部会長	桑野光正	
都市機能の 増進	法第15条第1項関係 (中心市街地整備推進機 構)	一財)高崎市都市整備 公社	専務理事	新井俊光	副会長
市街地の整 備改善	法第15条第4項関係 (市等)	高崎市	商工観光部長	福島貴希	
			都市整備部長	清水博幸	
商業活性化	法第15条第4項関係 (商業者)	高崎商店街連盟	代表幹事	友光勇一	
		(株)スズラン高崎店	執行役員店長	高橋英二	
		(株)高崎高島屋	代表取締役社長	倉橋英一	
公共交通機 関の利便増 進	法第15条第4項関係 (交通事業者)	東日本旅客鉄道(株) 高崎支社	執行役員 高崎支社長	樋口達夫	
関係行政機 関	法第15条第7項関係 (治安・防災)	高崎警察署	署長	小菅博司	
	法第15条第7項関係 (関係行政機関)	群馬県産業経済部地 域企業支援課	課長	兒島清浩	
地域経済代 表	法第15条第8項関係 (地域経済)	高崎信用金庫	理事長	片山政明	
地域メデ ィア	法第15条第8項関係 (地域メディア)	(株)ラジオ高崎	代表取締役社長	大山駿作	
観光	法第15条第8項関係 (観光)	一社)高崎観光協会	理事長	安藤震太郎	

※法第15条第1項：中心市街地における都市機能の増進を総合的に推進するための調整を図るのにふさわしい者及び経済活力の向上を総合的に推進するための調整を図るのにふさわしい者

※法第15条第4項：基本計画で定められた事業を実施しようとする者、認定基本計画及びその実施に関し密接な関係を有する者、当該市町村

※法第15条第7項：関係行政機関等、必要があると認める者

※法第15条第8項：必要な協力を求めることができる者

■法第 15 条各項への適合状況

高崎市中心市街地活性化協議会は、中心市街地の活性化に関する法律第 15 条各項に適合している。

○主な適合状況

- ・第 1 項第 1 号イの規定に基づき、都市機能の増進を総合的に推進するための調整を図るのにふさわしい者として、一般財団法人高崎市都市整備公社（H19. 8. 22 付けで中心市街地整備推進機構に指定）を協議会の構成員としている。

様式第 2 号（第 3 条関係）

中心市街地整備推進機構指定書

高崎市指令（商）第 59 号

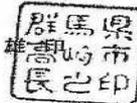
法人の住所 高崎市八島町 1 1 0 - 2 1

法人の名称 財団法人高崎市都市整備公社

平成 19 年 8 月 13 日付けの申請については、審査の結果適正であるので、中心市街地の活性化に関する法律第 5 1 条第 1 項の規定により、中心市街地整備推進機構として指定します。
ついては、中心市街地の活性化に関する法律を遵守し、中心市街地の活性化のため適正かつ確実に業務を遂行してください。

平成 19 年 8 月 22 日

高崎市長 松浦 幸雄



- 1 指 定 番 号：第 1 号
- 2 機 構 の 名 称：高崎市中心市街地整備推進機構
- 3 機 構 の 住 所：高崎市八島町 1 1 0 - 2 1
- 4 事 務 所 の 所 在 地：高崎市八島町 1 1 0 - 2 1
- 5 業 務：法第 5 2 条に規定する業務及び整備推進機構指定後の予定業務に関する計画書に記載の業務

- ・第 1 項第 2 号イの規定に基づき、経済活力の向上を総合的に推進するための調整を図るのにふさわしい者として、高崎商工会議所を協議会の構成員としている。

[3] 基本計画に基づく事業及び措置の一体的推進等

① 客観的現状分析、ニーズ分析に基づく事業・措置の集中実施

第4期基本計画に基づく事業や措置の一体的推進は、地域の特性を活かしながら、中心市街地の活性化を図るために重要な施策です。この計画では、地域のニーズに応じた多様な施策を展開し、商業活動の促進や地域住民の生活環境の向上を目指します。

○商業施設のリニューアル

中心市街地における商業施設の老朽化や魅力の低下を防ぐため、「高崎市まちなか商店リニューアル助成事業」を活用し既存の商業施設のリニューアルの整備を行います。これにより、消費者が訪れたいくなるような魅力的な空間を提供し、集客力を高めます。

○イベントの開催

地域の特性を活かしたイベントやフェアを、年間を通して定期的で開催し、地域住民や観光客を呼び込む取り組みを行います。例えば、地元製品の販売イベントや文化祭などを通じて、地域の魅力を発信し、商店街への来訪者を増やすことが期待されます。

○交通アクセスの向上

中心市街地内のアクセス向上を図るため、公共交通機関の充実を進めます。特に、「高崎まちなかコミュニティサイクル推進事業」や「お店ぐるりんタクシー運行事業」など、利便性を高める施策でまちなかへの誘導を進めます。

○地域資源の活用

地域に根付いた特産品や文化資源を活用した商品開発やサービス提供を行い、他地域との差別化を図ります。地元企業との連携を強化し、地域全体での経済活性化を図ります。

○地域住民との連携

地域住民とのコミュニケーションを密にし、彼らの意見や要望を反映させた施策を展開します。住民参加型のイベントやワークショップを通じて、地域への愛着心を育むことが重要です。

○観光資源との連携

観光地との連携を強化し、観光客が訪れる際に中心商店街にも足を運んでもらえるような施策を講じます。観光案内所との連携や観光ルートの設定などが考えられます。

これらの施策を通じて、地域経済の活性化と住民生活の向上を図ってまいります。

② 様々な主体の巻き込み及び各種事業等との連携・調整

中心市街地の活性化と魅力的なまちづくりを推進するためには、行政、事業者、関係機関が協力し、持続可能で安定した都市基盤の整備が不可欠です。この取り組みにより、地域の特性を活かした魅力的な環境を創出し、訪れる人々や地域住民とのコミュニティ形成を促進することが可能となります。

商業者は、地域のニーズに応じた魅力的な店舗づくりに注力する必要があります。例えば、高崎オーパ内にある「高崎じまん」では地域の特産品や文化を取り入れた商品展開が行われており、高崎経済大学の学生による「まちなか教育活動センター（あすなろ）」では地域住民との交流を深めるイベントが開催されています。これにより、商業者自身が地域の魅力を発信し、訪れる人々にとっても魅力的な場所となるでしょう。

また、中心市街地の新たな魅力を発見し、まちづくりの過程に多くの市民が参加できるようにするためには、NPOなどの団体のネットワークや専門知識を活用し、市民のニーズを的確に把握することが求められます。市民参加型のワークショップや意見交換会を通じて、多様な意見を集めることで、より良いまちづくりが実現できると考えています。

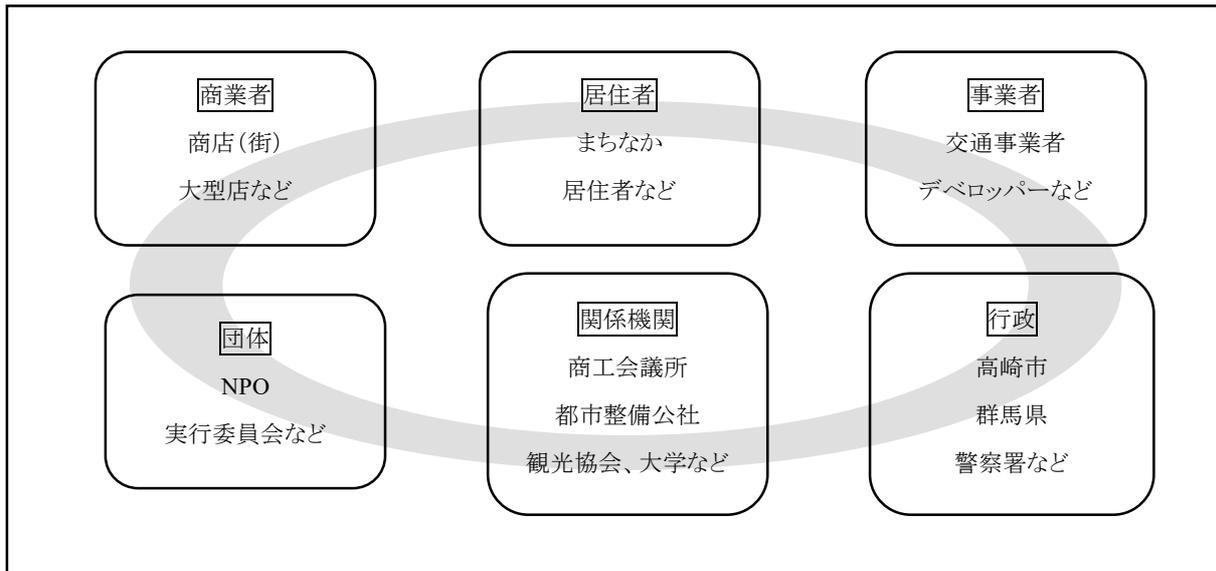
具体的には、「高崎商都博覧会」や「高崎えびす講市」といったイベントが開催されており、これらは大型店と周辺商店街の活性化を目的としています。これらのイベントは地域住民や観光客にとっても楽しめる場となり、地域経済の活性化にも寄与しています。さらに、中央銀座アーケード街では、行政と地元商店街が協力し、新規出店者の誘致やイベント開催を通じて新たな賑わいの拠点を築いています。

また、「音楽のある街・高崎」として群馬交響楽団のコンサートや「ストリートライブ in 高崎どこもかしこも」、「TAKASAKI CITY ROCK FES」など、多様なジャンルのイベントも関係団体の協力により多数実施されています。これらのイベントは地域文化の発信だけでなく、地域住民同士の交流を促進する重要な役割を果たし、参加者は「高崎まちなかコミュニティサイクル推進事業」や「お店ぐるりんタクシー運行事業」等を活用して中心市街地の更なる賑わいに寄与しています。

今後は、中心市街地の賑わいづくりに加え、空き店舗対策や地域ブランドの開発、地域づくりを担う人材育成などの取り組みを官民一体で進めていきます。特に空き店舗対策については、地域資源として再活用するための「空き店舗等情報発信事業」を活用し、店舗所有者と出店希望者が安心して出店できる環境づくりを目指します。

また、地域ブランドの開発においては、地域特有の文化や歴史を活かした商品やサービスを展開し、観光客や住民に愛されるブランドを育成していきます。これらの取り組みを通じて、地域全体の活性化と持続可能な発展を目指していきます。今後とも官民が連携し、一体的に取り組むことで、より魅力的な中心市街地を実現していきます。

■地域ぐるみの取り組み体制



■中心市街地活性化協議会を中心とした事業・措置の一体的推進の流れ

